

佐賀県職員の退職手当に関する条例第十八条第二項の規定による意見陳述の機会が付与に関する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十三号

佐賀県職員の退職手当に関する条例第十八条第二項の規定による

意見陳述の機会が付与に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号。以下「条例」という。)第十八条第二項の規定による口頭で意見を述べる機会(以下「意見陳述の機会」という。)の付与に関する手続を定めるものとする。

(口頭で意見を述べる意思の有無の確認)

第二条 人事委員会は、条例第十八条第一項の規定により、条例第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分(以下「処分」という。)について条例第十一条第二号に規定する退職手当管理機関(以下「退職手当管理機関」という。)から意見を聴かれたときは、当該処分を受けるべき者(以下「当事者」という。)に対し、条例第十八条第二項に規定する申立てを行う意思の有無の確認をするものとする。

2 人事委員会は、前項の確認に当たっては、当事者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 条例第十八条第一項の規定により退職手当管理機関から意見を聴かれている処分の内容及び根拠となる条例の条項

二 退職手当管理機関が処分の原因としている事実

三 人事委員会の所在地

3 前項の書面においては、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、陳述書（次の各号に掲げる事項を記載した書面をいう。以下同じ。）及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができることを教示しなければならない。

一 提出する者の住所及び氏名

二 意見陳述の機会の件名

三 当該意見陳述の機会に係る処分の原因とされる事実その他当該事案の内容についての意見

4 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第二項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第三号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を佐賀県庁の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知が当該当事者に到達したものとみなす。

（申立てを行う意思の有無に係る通知）

第三条 当事者は、前条第二項に規定する通知を受けたときは、人事委員会が定める期限までに、申立てを行う意思の有無を意見陳述申立書（様式第一号）により人事委員会に通知しなければならない。

（意見陳述の機会の通知の方式）

第四条 人事委員会は、第二条第一項の規定による確認の結果、当事者から口頭で意見を述べる又は陳述書若しくは証拠書類等を提出する旨の申立てがあった場合には、意見陳述の機会を行うべき期日までに相当な期間において、当該当事者に対し、意見陳述通知書（様式第二号）により通知するものとする。

2 第二条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(意見陳述の機会の期日等の変更)

第五条 人事委員会が前条第一項の通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、人事委員会に対し、意見陳述の機会の期日の四日前までに、意見陳述の機会期日変更申出書(様式第三号)により、意見陳述の機会の期日の変更を申し出ることができる。

2 人事委員会は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見陳述の機会の期日又は場所を変更することができる。

3 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者に対し通知するものとする。

(代理人)

第六条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人を選任したときは、代理人資格証明書(様式第四号)を人事委員会に提出しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書(様式第五号)を人事委員会に提出しなければならない。

(意見陳述の機会の主宰)

第七条 意見陳述の機会は、人事委員会が指名する委員が主宰する。ただし、委員のすべてが次項各号のいずれかに該当する場合その他意見陳述の機会を主宰することができない場合は、人事委員会が指名する人事委員会事務局の職員(以下「職員」という。)が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、意見陳述の機会を主宰することができない。

- 一 当該意見陳述の機会の当事者
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は第九条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であったことのある者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 当事者以外の者であつて条例に照らし処分につき利害関係を有するものと認められる者

(主宰者の指名の手續)

第八条 前条第一項の規定による主宰者の指名は、第四条第一項の規定による通知の時までに行うものとする。

- 2 人事委員会は、主宰者が、前条第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は意見陳述の機会の主宰を行うことができなくなったときは、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(意見陳述の機会の期日における審理の方式)

第九条 主宰者は、最初の意見陳述の機会の期日の冒頭において、職員に、条例第十八条第一項の規定により退職手当管理機関から意見を聴かれている処分の内容及び根拠となる条例の条項並びに退職手当管理機関が処分の原因としている事実を意見陳述の機会の期日に出頭した者(以下「出頭者」という。)に対し説明させるものとする。

- 2 当事者は、意見陳述の機会の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 前項の場合において、当事者は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、意見陳述の機会の期日において必要があると認めるときは、当

事者に対し質問を発し、又は意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促すことができる。

5 主宰者は、当事者の一部が出頭しないときであっても、意見陳述の機会の期日における審理を行うことができる。

6 意見陳述の機会の期日における審理は、人事委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(補佐人の出頭許可の手續)

第十条 当事者は、前条第三項の許可を受けようとするときは、意見陳述の機会の期日の四日前までに、補佐人許可申請書(様式第六号)により主宰者に申請しなければならない。ただし、第十四条第二項の規定により通知された意見陳述の機会の期日に出頭させようとする補佐人であつて、既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前条第三項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者に対し通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当事者が直ちに取り消さないときは、当該当事者が自ら陳述したものとみなす。

(意見陳述の機会の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第十一条 主宰者は、出頭者が意見陳述の機会に係る事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、当該出頭者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見陳述の機会の審理の秩序を維持するため、意見陳述の機会の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(意見陳述の機会の期日における審理の公開)

第十二条 人事委員会は、第九条第六項の規定により意見陳述の機会の期日に

おける審理の公開を相当と認めるときは、当該意見陳述の機会の期日及び場所を公示するとともに、当事者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(陳述書等の提出)

第十三条 当事者は、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、意見陳述の機会の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、出頭者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第十四条 主宰者は、意見陳述の機会の期日における審理の結果、なお意見陳述の機会を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者に対し、あらかじめ、次回の意見陳述の機会の期日及び場所を意見陳述続行通知書（様式第七号）により通知しなければならぬ。ただし、意見陳述の機会の期日に出頭した当事者に対しては、当該意見陳述の機会の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第二条第四項の規定は、前項本文の場合において、当事者の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第四項中「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における意見陳述の機会の終結)

第十五条 主宰者は、当事者の全部又は一部が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、こ

これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見陳述の機会の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見陳述の機会を終結することとすることができる。

(補則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、意見陳述の機会の付与に関する手続に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

意見陳述申立書

佐賀県人事委員会委員長 様

住所

氏名

印

電話番号

佐賀県職員の退職手当に関する条例第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

1 退職をした者

(1) 氏名

(2) 退職をした者と申立人との関係

2 予定される処分の内容

3 意見陳述の意思（いずれかを選択し、 で囲んでください。）

(1) 意見陳述の意思の有無

- ・ 意思あり
- ・ 意思なし

(2) (1) で意思ありの場合

- ・ 意見陳述の機会の期日に出頭し口頭で意見を述べる
- ・ 出頭に代えて陳述書又は証拠書類等を提出する

4 意見陳述の機会の期日における審理の公開の希望（いずれかを選択し、
で囲んでください。「希望する」を選択された場合は、その理由も記載してく
ださい。なお、審理は人事委員会が公開することを相当と認めるときを除き、
公開しません。）

・希望する

理由

・希望しない

注 3（2）で「出頭に代えて陳述書又は証拠書類等を提出する」を選択さ
れた場合は、「希望しない」を選択してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第2号（第4条関係）

（表）

人委第 号
年 月 日

意見陳述通知書

様

佐賀県人事委員会委員長 印

あなたに対する退職手当の支給制限等の処分について、佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）第18条第2項の規定による意見陳述の機会を次のとおり行いますので通知します。

意見陳述の機会の件名	
意見陳述の機会に係る処分の内容	
根拠となる条例の条項	
処分の原因となる事実	
意見陳述の機会の期日	年 月 日 時 分から
意見陳述の機会の場所	
意見陳述の機会に関する事務を所掌する組織	名称 佐賀県人事委員会 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号

注 教示事項及び意見陳述の機会に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

1 教示事項

あなたは、意見陳述の機会の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見陳述の機会の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を意見陳述の機会の期日までに提出することができます。

なお、正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することがあります。

2 意見陳述の機会に関する留意事項

(1) あなたが意見陳述の機会の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見陳述の機会の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、意見陳述の機会の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に意見陳述の機会に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を佐賀県人事委員会に提出してください。

(2) 意見陳述の機会の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、意見陳述の機会の件名、補佐人の氏名及び住所、あなたとの関係並びに補佐する事項を記載した補佐人許可申請書を意見陳述の機会の期日の4日前までに佐賀県人事委員会に提出して許可を受けてください。

(3) あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、佐賀県人事委員会委員長に対し、意見陳述の機会の期日の4日前までに、意見陳述の機会期日変更申出書により、意見陳述の機会の期日の変更を申し出ることができます。

(4) あなた又はあなたの代理人が意見陳述の機会の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

意見陳述の機会の主宰者	職名		氏名	
	連絡先			
意見陳述の機会の公開の有無				

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

意見陳述の機会期日変更申出書

佐賀県人事委員会委員長 様

住所

氏名

印

年 月 日に において行われる意見陳述の機会の期日については、次のとおりやむを得ない理由があるので、変更を申し出ます。

意見陳述の機会の件名	
理 由	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

代理人資格証明書

佐賀県人事委員会委員長 様

住所

氏名

印

年 月 日に において行われる意見陳述の機会については、次の者を代理人として選任し、私のために意見陳述の機会に関する一切の行為をすることを委任します。

意見陳述の機会 の件名	
住 所	電話番号
氏 名	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

代理人資格喪失届出書

佐賀県人事委員会委員長 様

住所

氏名

印

年 月 日に において行われる意見陳述の機会については、次の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

意見陳述の機会 の件名	
住 所	
氏 名	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

補佐人許可申請書

主宰者 職名

氏名

様

住所

氏名

印

年 月 日に

において行われる意見陳述の機会につ

いては、次の補佐人とともに出頭したいので、申請します。

意見陳述の機会 の件名	
住 所	電話番号
氏 名	
当事者との関係	
補佐する事項	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第7号（第14条関係）

人委第 号
年 月 日

意見陳述続行通知書

様

主宰者 職名
氏名

年 月 日に において行った意見陳述の機会を次の
とおり続行するので通知します。

意見陳述の機会 の件名	
意見陳述の機会 の期日	年 月 日 時 分から
意見陳述の機会 の場所	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。